



慶應義塾大学ビジネス・スクール

外国企業説明責任法と中国企業上場廃止

5

1 公開企業会計監視委員会の検査

エンロン（Enron）やワールドコム（WorldCom）といった21世紀初頭の大規模粉飾事件を受けて、
アメリカでは2002年にサーベインズ・オクスリー法（Sarbanes-Oxley Act of 2002, SOX）が成立した。
SOXは内部統制を強化する規定が盛り込まれている。

エンロンの粉飾事件においては、当時の5大会計事務所の一社、アーサー・アンダーセン（Arthur Andersen）が深く関与しており、粉飾に関する証拠湮滅を図ったという経緯があったため、SOXには会
計監査に対する検査規定も盛り込まれている^[1]。SOXによって設立された非営利法人、公開企業会
計監査委員会（Public Company Accounting Oversight Board, PCAOB）は、上場企業などの会計監
査を検査している。従来、上場企業などの監査を担当する会計事務所は、自主規制によって相互に監
査の品質確認をしていたが、SOXによってPCAOBによる独立した検査を受けることが義務となった。
アメリカ国内の会計事務所も国外の会計事務所も、株式などを発行する企業の監査報告書を作成する
か、監査報告書の作成プロセスで重要な役割を果たしていれば、PCAOBに登録して定期的な検査を
受けなければならない。PCAOBに登録している外国の会計事務所に対しては、少なくとも3年に1回、
検査が行なわれる^[2]。

当初は、イギリス、EU加盟国、スイス、中国など、PCAOB検査を実施するのに障害のある国・地
域があった。このうち、ヨーロッパにおいては、2011年までにPCAOB検査を受け入れる仕組みがほ
ぼ整った。依然として、大きな障害が残っているのは中国である。

10

15

20

25

25

^[1] アーサー・アンダーセンは公務執行妨害のかどで有罪判決を受け解職した。公務執行妨害の有罪判決は上告審では覆っている。

^[2] 以下、Elizabeth P. Gray and Jessica L. Matelis, "PCAOB Foreign Inspections — A Chinese Conundrum," *The Review of Securities & Commodities Regulation* 44 (12), June 2011, 145–151による。

このケースは、慶應義塾大学ビジネス・スクール教授 太田康広がクラス討議の資料として作成した。

本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネ
ス・スクールまで（〒223-8526 神奈川県横浜市港北区日吉4丁目1番1号、電話 045-564-2444、e-mail:case@kbs.
keio.ac.jp）。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、いかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またいかなる方法（電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない）による伝送も、
これを禁ずる。ケースの購入は <http://www.bookpark.ne.jp/kbs/> から。

Copyright © 太田康広 (2022年5月作成)

30